

大学院派遣研修要綱

1 目的

この要綱は、公共部門の政策・計画問題に対する政策科学的アプローチ・政策形成能力の習得や、時代の要請に応える公共政策の専門家を養成するための公共政策に関する教育、さらに国際化の進展に伴う国際経済関係の法的処理に関する教育・研究を目的とする国内の大学院に職員を派遣することに関し、必要な事項を定めることにより、ますます複雑、高度化する行政の遂行に的確に対応できる職員の養成を図り、もって、市行政の高度かつ効率的な運営に資することを目的とする。

2 派遣先

政策研究大学院大学政策研究科とする。

3 派遣期間

1年間とする。

4 派遣対象者

次の各号に定める要件をみたす者とする。

- (1) 大学を卒業した者又はそれと同等以上の学力を有すると認められる者。
- (2) 派遣を開始する年度の4月1日において、在職3年以上で年齢25歳以上35歳未満であること。ただし、総務企画局長が必要と認める場合にあつては、この限りでない。
- (3) 勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健康であること。
- (4) 所属長（局室区長）の推薦を受けた者。
- (5) 派遣期間終了後も引き続き市職員として勤務する意思のあること。

5 派遣職員の選考及び決定

所属長の推薦する者のうちから、別に定める派遣職員選考委員会において、大学院で研究を予定している課題、市政への貢献に関する論文についての書類審査及び面接により派遣職員を選考し、その結果に基づき、総務企画局長が決定するものとする。

6 研修生の決定

前項の派遣職員が大学院の入学試験に合格したときは、総務企画局長は、当該派遣職員を大学院派遣研修生（以下「研修生」という。）として決定するものとする。

7 研修生の責務

(1) 研修生は、研修期間中、専ら所定の研究に従事するものとする。

(2) 研修生は、次に掲げる報告書を、それぞれに定める時期に総務企画局長に提出するものとする。

ア 例月報告書 前月の状況等について毎月15日までに提出

イ 最終報告書 研修期間終了の日から2か月以内

ウ 単位取得証明書（学年終了の時点で提出する。）

8 研修生の取扱い

研修生の処遇は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 研修生に決定した者は、原則として総務企画局所属職員として派遣するものとする。

(2) 研修期間中は、研修先大学院を当該研修生の研修場所とし、服務は出張として取り扱うものとする。

(3) 研修生は、研修先大学院の研究日以外の日（休日を除く。以下「自主研究日」という。）に、旅行等研究以外の行動をする場合

は、あらかじめ休暇その他の服務に関する規定等に従って所定の手続をとるものとする。

9 研修生の取り消し

総務企画局長は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修生を取り消すものとする。

- (1) 職員としての身分を失った場合。
- (2) 心身上の理由により研修の継続が困難になった場合。
- (3) 研修先での学業又は研究の実績が著しく不良である場合。
- (4) その他研修生として適格でないと認められる場合。

10 経費の負担

研修に必要な経費のうち、入学金は市が負担する。

なお、入学金は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」（平成16年3月31日文部科学省令第16号）に定める大学院研究科の入学料の標準額とし、研修先の入学金が省令に定める額に満たない場合は、研修先の入学金とする。

11 経費の返還

総務企画局長は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、死亡、疾病その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、市が負担した経費の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 研修を取り消された場合。
- (2) 研修期間修了の日（研修を取り消された者で、経費の全部又は一部を免除されたものにあつては、取り消された日）から3年以内に職員としての身分を失った場合。

12 履歴への登載

この研修を修了した者は、履歴に登載する。

13 委任

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度以前に入学した研修生に対する第10項の適用については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の第10項の規定にかかわらず、平成1

8年度に入学する研修生の当該年度の研修に必要な経費については、次のとおりとする。

研修に必要な経費のうち、次に掲げるものは市が負担する。

(1) 入学金

(2) 年間の授業料の2分の1（1年間）

なお、入学金及び授業料は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」（平成16年3月31日文科科学省令第16号）に定める大学院研究科の入学料及び年間の授業料の標準額とし、研修先の入学金が省令に定める額に満たない場合は、研修先の入学金とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。